(八)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、対象となる法人が適用を受ける場合における確定申告書等への一定の書類添付要件を定めることとした。（第六条の九、第二九条の三及び第三九条の六二関係）

(九)　サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、対象となるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲等を定めることとした。（第七条、第二九条の四及び第三九条の六三関係）

(一〇)　特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第七条の二、第二九条の五及び第三九条の六四関係）

(1)　都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる建築物を地上階数四以上の中高層の耐火建築物である施設建築物とする。

(2)　都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる都市再生事業に係る要件の見直しを行う。

(3)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物に係る措置について、対象となる建築物から床面積が五万平方メートル以上の建築物を除外する。

(4)　雨水貯留浸透施設に係る措置について、浸透性舗装に係る面積要件を五、〇〇〇平方メートル以上（改正前三、〇〇〇平方メートル以上）に引き上げる。

(二)　倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる区域から鉄道貨物駅の周辺区域を除外するとともに、対象となる臨港地区を輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区とすることとした。（第八条及び第二九条の六関係）

(三)　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例について、対象となる事業の範囲、その対象となる事業に係る所得の金額の計算の細目等を定めることとした。（第三六条の二及び第三九条の九〇の二関係）

(三)　認定研究開発事業法人等の課税の特例について、対象となる事業に係る所得の金額の計算の細目等を定めることとした。（第三六条の三及び第三九条の九〇の三関係）

(四)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（第二五条、第三九条の七及び第三九条の一〇六関係）

(1)　既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から店舗を除外する。

(2)　都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、対象となる区域から半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域を除外するとともに、既成市街地等内における譲渡資産の細目を定める。

(3)　船舶から船舶への買換えについて、買換資産となる船舶に係る要件の見直しを行う。

(4)　適用対象から次の買換えを除外する。

イ　誘致区域の外から内への買換えのうち、中小企業高度化事業により整備される区域に係るもの、港湾法の臨港地区等の区域に係るもの、卸売市場法の都道府県卸売市場整備計画において近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として定められた区域に係るもの、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域に係るもの、沖縄県の区域のうち農業振興地域内にある農用地等の区域に係るもの、国又は都道府県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域に係るもの及び中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区域に係るもの

ロ　既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えのうち都市再開発法の認定再開発事業計画に係るもの

(五)　技術研究組合の所得計算の特例について、対象となる固定資産から土地並びに建物及びその附属設備を除外することとした。（第三九条の二一関係）

(六)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金に独立行政法人農畜産業振興機構の業務のうち一定の事業に係る業務に係る基金に充てるための負担金を追加することとした。（第一八条の四及び第三九条の二二関係）

(七)　認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例における認定特定非営利活動法人の認定要件について、次の見直しを行うこととした。（第三九条の二三関係）

(1)　いわゆるパブリック・サポート・テストについて、経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が五分の一以上（改正前三分の一以上）であることとした上、次の要件を追加し、いずれかの選択適用を可能とする。

イ　実績判定期間内の各事業年度における判定基準寄附者（寄附金の額の総額が三、〇〇〇円以上である寄附者をいう。）の合計数が、年平均一〇〇以上であること。

ロ　認定を受けようとする法人が、その申請書を提出した日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として都道府県又は市区町村の条例で指定されている法人（その条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する法人に限る。）であること。

(2)　「実績判定期間における共益的活動割合が五〇パーセント未満であること」の要件について、認定を受けようとする法人が右記(1)ロの要件を満たす場合には、共益的活動の範囲から「便益の及ぶ者が特定の地域に居住する者である活動」を除く。

(3)　実績判定期間（原則五年）について、認定を受けたことがない法人にあっては二年とする。

(4)　小規模法人の特例（経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合の計算を簡易な計算式で行うことができる措置）について、適用期限の定めのない措置とする。

(六)　特定目的会社に係る課税の特例について、二以上の種類の優先出資を発行する場合における国内募集割合を一〇〇分の五〇超とする要件に係る資産流動化計画への記載又は記録については、それぞれの種類の優先出資ごとに行う旨を明確化することとした。（第三九条の三二の二関係）

(九)　投資法人に係る課税の特例について、投資口に係る国内募集割合を一〇〇分の五〇超とする要件に係る規約への記載又は記録を、発行をした投資口の合計で行うこととした。（第三九条の三二の三関係）

(一〇)　特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、二以上の種類の受益権が募集される場合における国内募集割合を一〇〇分の五〇超とする要件に係る資産信託流動化計画への記載については、それぞれの種類の受益権ごとに行う旨を明確化することとした。（第三九条の三五の二関係）

国際課税

(一)　振替国債等の利子の課税の特例等について、その属する振替国債等の利子が非課税の対象とされる組合契約及び組合財産等を定めることとした。（第三条及び第三条の二関係）

(二)　外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、非課税の対象となる証券貸借取引の要件及び債券現先取引から生ずる差益等を定めることとした。（第二七条の二及び第三九条の三三の三関係）

(三)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の改正を行うこととした。（第二五条の一九、第二五条の二二の二、第二五条の二九、第三九条の一五、第三九条の一七の二、第三九条の二〇の六、第三九条の一一四、第三九条の一一五、第三九条の一一七の二及び第三九条の一二〇の六関係）

(1)　特定外国子会社等の判定における外国関係会社の租税負担割合の計算において非課税所得の範囲から除かれる本店所在地国以外の国の法人から受ける配当等の額について、持株割合要件等を廃止する。